

# 「困ったなあ」

## に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
弁護士  
帝京大学法学部教授

父から資金援助を受けていた甥に  
相続を放棄してほしいです。

85歳の父が闘病の末に先々月亡くなり、遺産分けをしなければならなくなりました。  
相続人は78歳の母と私、それと兄の遺児二人、計4人です（相続分は母半分、私4分の1、甥各8分の1なのは知っています。父が期待をかけていた兄は20年前、30代の若さで急死し、男児二人が残されました。義姉は私と同じく専業主婦で、今後は自分がバリバリ働いて子供を育てていくというタイプではなく、再婚も難しいし、結局両親が相談して彼らの面倒を見ることになったようです。義姉のパートだけでは、一家が最低限食べていけるだけです。

私方は娘二人だし、父にすれば兄の遺児に期待するところが大きかったのだと思います。準義務教育とされる高校までは仕方ないと思いましたが、二人は当然のように大学に進み、父いわく、将来の返済が負担になるからと奨学金ももらわなかったようです。兄は国立大学医学部に進んで医師になり、弟はいわゆる司法試験浪人中、つまり無職です。  
父にとっては生きがいでもあつ

たのですが、高齢でもっと働き続け、無理がたたつて体を壊したと思います。遺産は先祖伝来の自宅（2500万位）の他は、酒貯金ももう300万位位しかなく、母の生活も今後大変です。父亡き今、父が彼らに費やしたお金を戻してほしいとまでは言いませんが、相続放棄くらいしてもらってもバチは当たらないと思うのですが、どんなものでしょうか。

特別受益を証明できれば  
取り分をゼロにすることもできます。

難しい案件ですね。  
3000万円の遺産を相続分通りに分けると、お母さま1500万円、ご相談者750万円、甥各375万円ですが、いかんせん分けられる現金がない。そこで甥二人が放棄をしてくれたら、お母さまとご相談者各1500万円ですが、お母さまは現金が必要なはずなので500万円を全額取つて、自宅を共有にする。持ちはお母さま5分の2、ご相談者5分の3ですかね。  
しかしそれは、甥御さんが相続を放棄してくれるか、死後3カ月以内、遺産分割協議書で自分の取り分をゼロにしてくれるか、とにかく納得してくれないと始まりません。成人でも独身なので、お母さま（義姉）の意向もきちんと無視できないでしょう。  
ご相談者もお分りのように、本件は特別受益（生前贈与）の問題です。相続人の中に特別の贈与を受けた者がいる時は、公平のために、当該価額を遺産に持ち戻して相続額を計算するというものです（民法903条）。

親が子の学費を出すのは普通のことなので、私立大学医学部とか留学費用とか特別な場合しか該当しませんが、親ではなく祖父なので、特別受益に該当する事案だと感じます。兄の国立大学医学部も、弟の私立大学・法科大学院も、インターネットで調べれば学費や入学金などが分かります。例えば少なくとも積もつて各500万円とすれば、1000万円を持ち戻して遺産は4000万円。その8分の1は各500万円なので、彼らはすでに自分の遺産をもらっていることになります。つまり取り分ゼロ。  
もつとたくさん出しておられたでしょうが、直接お父さまか

ら大学宛てに振り込んだ証拠などが残っていればよしかく、一部しか出してもらっていないと言われれば証明は難しいし、彼らの遺産額をゼロにするためならばそこまでの額は不要です。  
さて、義姉はこの20年間、どう感じていたのでしょうかね。父親をしくして進学できない中、少なからず奨学金はもらって、最低でも国公立に行かせるとか、大学卒業後すぐに働かせるとか、すぐさま戻すのは、自分の財産をどう使おうと自由ですが、甘やかかしつけの敵だと思います。医師になった方は感謝して、お母さまに今後小遣いをくれたりすると良いのですけれど。

